

大阪市住宅等の脱炭素化促進事業【住宅等】に関するQ&A

※対象事業1～4（窓改修・高効率給湯器・賃貸集合給湯器・DR家庭用蓄電池）に関連する制度・申請、および電子申請（LoGoフォームの操作）のQ&Aです。

適用範囲	分類	No.	質問（Q）	回答（A）
1～4 共通	制度全般	Q1	住宅省エネ上乗せ補助金（対象事業1～4）の予算規模はどのくらいですか？先着順ですか？	住宅向けの補助金全体で約5億1,700万円です。先着順での受付となり、申請期限であっても、各対象事業ごと（ただし、対象事業2と3は合計）の予算の上限に達した時点で受付が終了（終了時はホームページ等で公表）となりますので、お早めにご準備ください。予算の消化状況は、適宜、ホームページで公開しますので、ご確認ください。
1～3 共通	制度全般	Q2	大阪市の申請受付期間（事前申込・交付申請）はいくつからいつまでですか？	事前申込の受付期間は、令和8年8月10日（月）～令和9年1月8日（金）正午までです。ただし、予算枠がなくなり次第、期間内であっても受付を終了いたします。
1～3 共通	制度全般	Q3	大阪市都市整備局が実施している「大阪市住宅省エネ改修促進事業」や「みらいエコ住宅」と併用できますか？	大阪市の補助金は、国の補助事業（先進的窓リノベ2026、給湯省エネ2026、賃貸集合給湯省エネ2026）のみ重複（上乗せ）可能です。ただし、同一の住戸において、補助対象が異なる場合など、併用が可能になることがあります。併用を検討されている補助金の担当までお問い合わせください。
1～3 共通	条件・期間	Q4	令和8年3月31日までに工事を始めた（着工した）リフォーム工事は対象になりますか？また「着工日」とは具体的に何ですか？	対象外となります。大阪市の補助金は、「令和8年4月1日以降」に着工した工事のみが上乗せの対象です。国の補助金で対象となる期間（2025年11月28日以降着工など）であっても、大阪市においては令和8年3月31日以前に着工している場合は申請できませんので十分ご注意ください。ただし、この着工日は申請者が国の申請ポータルサイトに入力した「着工日」と同じ日付を適用します。申請の内容によって、適用される日が異なりますので、国への申請内容をご確認ください。
1～3 共通	条件・期間	Q5	住宅の所有者（一般の市民）が自分で直接大阪市の申請することはできますか？	ご自身で直接申請手続きを行うことはできません。国の「住宅省エネ2026キャンペーン」と同様に、工事を依頼した登録施工事業者（住宅省エネ支援事業者）が、大阪市の事業者登録を行った上で申請を行います。
1～4 共通	条件・期間	Q6	工事を行う住宅は大阪市内ですが、住宅の所有者（発注者）が大阪市外に住んでいる場合でも対象になりますか？	はい、対象になります。大阪市内に所在する既存住宅（対象事業によっては、新築住宅や非住宅建築物）が対象となります。発注者の現住所が市外であっても問題ありません。

1	設備・金額	Q7	断熱窓改修（対象事業1）の大阪市の補助額はどのように計算されますか？上限はありますか？	対象工事の性能区分、大きさごとの単価を積み上げて計算します。ただし、戸建住宅・共同住宅（戸別）ともに1住戸あたり最大10万円が上限です。集合住宅の全体リフォーム（一括申請）の場合は「10万円×改修した住戸数」が建物全体の補助上限となります。非住宅建築物の窓改修については、面積や階数にかかわらず1棟あたり10万円（固定）が上限です。
1	設備・金額	Q8	断熱窓改修（対象事業1）について、1つの住宅で2回に分けて工事を行った場合、補助金も2回申請できますか？（国と市での申請回数の違い）	いいえ、大阪市の補助金は1つの住戸（非住宅の場合は1棟）につき【1回限り】です。追加申請（分割申請）は一切できません。国の先進的窓リノベ2026事業では、同一住戸に対して複数回の交付申請を行う（分割申請する）ことが認められていますが、大阪市の補助金では複数回に分けた申請はできません。
2・3	設備・金額	Q9	給湯器（対象事業2・3）を設置した場合、大阪市からはいくら補助金が出ますか？	対象事業2の高効率給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯機、エネファーム等）、および対象事業3の賃貸集合住宅向けの小型省エネ型給湯器（エコジョーズ等）ともに、1台につき一律3万円が補助されます。 性能加算や撤去加算などの加算はありません。
1～4 共通	設備・金額	Q10	計算される大阪市の補助額（窓：国単価に基づく算定額、給湯器：台数×3万円、蓄電池：容量×3万円）は、それぞれの補助上限額以下であれば、必ず全額もらえますか？	いいえ、対象事業1～4（断熱窓、高効率給湯器、賃貸集合給湯器、家庭用蓄電池）においては、計算上の市補助額が上限額以下であっても、実際に要した経費（補助対象経費（税抜））から国の補助額を差し引いた額（申請者の実質負担額）と比較して、低いほうが最終的な補助額（交付額）となります。 したがって、実質負担額が計算上の市補助額を下回る場合は、実質負担額まで減額されます。なお、最終的な算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て（1,000円単位）となります。
1～3 共通	手数料・規約	Q11	交付申請の手続きについて、施工業者（事業者等）が共同事業者（工事発注者）へ「申請代行手数料」を請求してもよいですか？	事業者等と共同事業者（工事発注者）の間の手数料について特に定めはありません。 ただし、手数料、その他諸経費（申請に必要な証明書類の取得費用）を設定する場合、事業者等は消費者に対してその金額や内容について事前によく説明し、消費者の合意を得た上で請求を行ってください。 トラブル防止のため、補助金の還元についての合意内容の記録や補助金を還元したことがわかる書類等を保管してください。書類は事業終了年度の翌年度から5年間、適切に保管する義務があります。

1～3 共通	手数料・規約	Q12	補助金を「現金（銀行振込）」で還元する際、振込手数料はどちらが負担すべきですか？また、独自ポイントでの還元は可能ですか？	補助金を現金（銀行振込）で還元する際の振込手数料の負担（補助金から差し引くか、事業者が自己負担するか）については、事前に事業者と共同事業者（お客様）の間で協議し、合意したうえで決定してください。なお、事業者が発行する独自の店舗ポイントや独自マイルは「現金」に該当しないため、還元の方法として指定することは認められません。必ず銀行振込等の現金による還元を行ってください。
1～3 共通	還元ルール	Q13	施工業者（申請者）に支払われた大阪市の補助金は、どのように施主（工事発注者）に支払われますか？実績報告等の提出は必要ですか？	補助金は一度、施工業者の登録口座に振り込まれます。その後、あらかじめ取り決めた還元ルールに従い、「最終的な工事請負代金から値引き（充当）する」か、または「施工業者からお客様へ現金（銀行振込等）で支払う」かのいずれかで確実に全額還元する必要があります。還元を証明する書類（領収書等）は事業終了年度の翌年度から5年間、適切に保管する義務があります。
1～3 共通	還元ルール	Q14	共同申請者（発注者）に還元する方法は、国と同じにする必要はありますか？	必ずしも国と同じにする必要はありません。ただし、トラブル防止のため、補助金の還元についての合意内容の記録や補助金を還元したことがわかる書類等を保管してください。書類は事業終了年度の翌年度から5年間、適切に保管する義務があります。
1～3 共通	LoGoシステム	Q15	LoGoフォームで「事業者登録」の申請を済ませれば、すぐに「断熱窓」や「給湯器」の事前申込を行えますか？	いいえ、事業者登録の申請後、まずは事務局で審査を行います。事務局から「事業者登録完了メール」が届くのをお待ちいただき、マイページ上の登録ステータスが完了になったことを確認してから、個別事業の「事前申込（STEP1）」に進んでください。
1～3 共通	LoGoシステム	Q16	（対象事業1,2,3）マイページの「申請状況」に『補正依頼』と表示されました。何か不備があったのでしょうか？	いいえ、不備ではありません。これはLoGoフォームのシステム仕様（制限）によるものです。事前申込（STEP1）完了後、申請者がマイページから次の手続き（STEP2：交付申請やSTEP3：追加添付）へ進むために、事務局側が手動で画面の「編集ロック」を一時的に解除（開放）する仕組みを採っています。このロック解除のステータスが、システム上『補正依頼』と表示されます。 LoGoフォームからのメールに記載していますので、ご確認ください。
4	LoGoシステム	Q17	（対象事業4）マイページの「申請状況」に『補正依頼』と表示されました。何か不備があったのでしょうか？	いいえ、不備ではありません。これはLoGoフォームのシステム仕様（制限）によるものです。交付決定後、申請者がマイページから次の実績報告の手続きへ進むために、事務局側が手動で画面の「編集ロック」を一時的に解除（開放）する仕組みを採っています。このロック解除のステータスが、システム上『補正依頼』と表示されます。 LoGoフォームからのメールに、依頼内容を記載していますので、ご確認ください。

1 ～ 3 共通	LoGoシステム	Q18	交付申請（STEP2）の画面で、選択肢に「②交付申請（額確定なし）」と「③交付申請（額確定あり）」がありますが、どう選べばよいですか？	国からの「交付額確定通知書」をまだ受領していない場合は「②」を選択して申請（事務局が、申請状況を「受付」から「補正依頼」に修正します）し、国から発行され次第、STEP3で追加添付（④）します。 一方、交付申請の時点で既に国から「交付額確定通知書」を受領済みの場合は、直接「③」を選択してその場で確定通知を添付できるため、STEP3の手続きは不要になります。
1 ～ 3 共通	LoGoシステム	Q19	【重要】一度送信した「事前申込（STEP1）」の入力内容や添付書類を、マイページから修正・追加したいのですが、画面が編集できません。どうすればよいですか？	申請データを送信すると、システム上で自動的に「編集ロック（カギが閉じた状態）」がかかります。対応方法は、入力の手引きに記載していますので、ご確認ください。
全事業共通	LoGoシステム	Q20	LoGoフォームのアカウント登録は必須ですか？また、登録・設定時のメールアドレスに関する重要な注意点はありますか？	はい、全事業でアカウント登録（必須）が必要です。 対象事業1、2、3の事業者登録と個別申請では、事務局からの事業者登録完了通知、補正依頼、手続き完了通知などの重要なシステム通知は、すべて【アカウント登録時のメールアドレス】に送信されます。また、LoGoフォームの仕様上、申請画面の「担当者メールアドレス」入力欄は、アカウント登録時のメールアドレスに自動的に固定されて直接書き換えることができませんので、注意してください。 対象事業4では、担当者欄に入力されたメールアドレスに、システムから通知が行くようになっています。 そのため、通知をリアルタイムに確認・受信できるアドレスをご登録ください。アドレスの変更が必要な場合は、LoGoフォームのマイページ右上の「設定」>「登録情報」から変更を行ってください。
全事業共通	LoGoシステム	Q21	マイページ上で書類の追加添付やデータの修正を終えましたが、ファイルをアップロードしただけで完了となりますか？（送信ボタンの押し忘れ防止）	いいえ、ファイルを追加しただけでは手続きは完了しません。書類の追加（額確定通知書など）や入力内容の修正を終えた後は、画面の最下部までスクロールし、必ず最後に「送信（または再送信）」ボタンを押して手続きを完了させてください。送信ボタンを押さずに画面を閉じると、システム上は「一時保存」や「下書き」状態のまとなり、事務局にデータが届きません。審査が中断する原因となりますので、必ず送信完了画面（受付番号等の表示）まで進んだことをご確認ください。